

「共謀罪」法案の慎重審議を求める意見書

政府は「共謀罪」の名称を「テロ等組織犯罪準備罪」に変え、あたかもテロ対策のように装い、国連の「国際組織犯罪防止条約の批准のために必要」と強弁し、いま参議院で審議されている。

しかし、この条約は国際的なマフィア等を取り締まるための条約である。そもそもテロ防止に関する条約は、国際的に13本制定されており、日本はそのすべてを締結し国内法も整備されている。しかも「共謀罪」法案は、犯罪を実行していなくても「計画」し「準備」したと判断すればそれ自体を処罰するというものである。犯罪が起こる前の捜査は思想、良心、言論、結社の自由など犯罪とはかかわりのない市民の基本的な人権を侵すことになりかねない。従って、これまで3度にわたり国会に提出されながら廃案になっている。最近の世論調査（共同通信社）でも77.2%が「共謀罪の説明が不十分」と答えている。政府は国連まで持ち出して強行しようとしているが、さる5月18日、国連のジョセフ・ケナタッチ国連特別報告者が「プライバシーや表現の自由を過度に制約する恐れがある」とする書簡を安倍首相に送られたほどである。国連特別報告者とは国連人権理事会から任命され国連の立場で活動している人である。

仮に対象犯罪を限定したとしても市民の表現、思想、内心を監視し処罰しようとする本質は変わらない。戦前の「治安維持法」と懸念される所以である。

よって、本議会は国会及び政府関係機関に対し下記事項について強く要望する。

記

1、基本的な人権侵害など重大な問題のある「共謀罪」は慎重審議すべきである。

以上、地方自治法第99条に規定により意見書を提出する。

平成29年6月13日

福島県双葉郡浪江町議会

提出先 衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 法務大臣 外務大臣 内閣官房長官